



★ News 『平成 29 年度 税制改正法案』 国会に提出

平成 29 年度税制改正法案『所得税法等の一部を改正する等の法律案』は、2 月 3 日、第 193 回国会に提出されました。改正法案の概要は次のとおりです。

- 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し
- 積立 NISA の創設
- 試験研究を行った場合の税額控除制度の見直し
- 所得拡大促進税制の見直し
- 中小企業向け設備投資促進税制の拡充
- 酒類間の税負担の公平性の回復
- 国際的租税回避への対応（外国子会社合算税制の見直し、国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し）

・改正案「中小企業経営強化税制」の新設について

平成 29 年度税制改正法案では、中小企業の設備投資を支援するため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等の即時償却等）を改組し、新たに「中小企業経営強化税制」を創設、対象設備の範囲や指定事業が拡大されます。

- 青色申告書を提出する中小企業者等で、「経営力向上計画」の認定を受けた者が、計画に記載された機械装置・工具・器具備品・建物附属設備・ソフトウェアで一定規模以上を取得した場合、「即時償却」と「7%の税額控除（特定中小企業者等は 10%）の税額控除」との選択適用ができる特例。
- 税額控除の限度額は、法人税額の 20%が上限。但し税額控除限度超過額は 1 年間繰越しができる。
- 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の間（2 年間）に取得し、指定の事業に供されること。
- 対象となる設備等（下表）

	経営力向上設備等			取得価額
	生産性向上設備		収益力強化設備	
	販売開始	経営力向上		
機械装置	10 年以内	旧モデル比で経営力向上に資する指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が、年平均 1%以上向上	年平均投資利益率 5%以上が見込まれる経産省の確認を受けた投資計画に記載された設備等	1 台又は 1 基が 160 万円以上
工具	5 年以内			1 台又は 1 基が 30 万円以上
器具備品	6 年以内			1 台又は 1 基が 30 万円以上
建物附属設備	14 年以内			60 万円以上
ソフトウェア	5 年以内			70 万円以上

★ News 『医療費控除』とセルフメディケーション税制

『医療費控除』は年末調整では控除できず、確定申告で所得控除を受けることができる制度です。自己または生計を一にする親族等のために 1 年間に支払った医療費から、高額医療費や保険金等で補填された金額を差し引き、その額から 10 万円を差し引いた金額が控除の額です。（最高 200 万円）

この所得税の『医療費控除』との選択制で、平成 28 年度税制改正で創設されたセルフメディケーション税制（スイッチ OTC 薬控除・医療費控除の特例）が平成 29 年 1 月からスタートしました。平成 29 年分の所得税確定申告から適用されます。

（→田中会計事務所ニュース 28 年 6 月号）

○確定申告の準備をお願いいたします。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>